

令和8年度

仕様書

1 名称 庁舎南側・北側駐車場料金徴収、管制設備機器一式の賃貸借

2 場所 川越市大手町6番地4ほか

3 賃貸借額 _____

4 積算原価 _____

5 大 要

本設備は、庁舎南側・北側駐車場を土日祝日等に有料開放するために設置する設備で、料金精算装置(無人式)・表示灯(警報灯・満車灯)の設置により、駐車台数の監視・管理(料金徴収・満空判定表示)を行うとともに出場口の警報灯の制御を行い、通行の円滑化・安全確保を図るものとします。

庁舎南側・北側駐車場料金徴収、管制設備機器一式

品名	数量	単位	金額	備考
設備機器設置費等	1	式		
賃貸借額(月額)	1	月		
賃貸借額(月額)改計	1	月		
消費税				
合計(月額)				

庁舎南側・北側駐車場料金徴収、管制設備機器一式内訳表

品名	数量	単位	単価	金額
【南側駐車場 料金徴収機器及び管制設備機器内訳】				
事前精算機(キャッシュレス精算システム)	1	台		
精算機保護テント	1	台		
車番認証用カメラ(ポール含む)	4	台		
車番認証用照明	4	台		
カーゲート	2	台		
ループコイル	4	面		
制御設備	1	式		
台数計測機	1	台		
車両検知器	1	式		
出庫警報灯	1	台		
満空表示灯	1	台		
割引認証機	1	台		
オートフォン	1	台		
コールセンター対応用カメラ	1	式		
案内看板(大)	1	台		
案内看板(小)	1	台		
(小計) A				0
【北側駐車場 料金徴収機器及び管制設備機器内訳】				
事前精算機(キャッシュレス精算システム)	1	台		
精算機保護テント	1	台		
車番認証用カメラ(ポール含む)	4	台		
車番認証用照明	4	台		
カーゲート	2	台		
ループコイル	4	面		
制御設備	1	式		
台数計測機	1	台		
車両検知器	1	式		
出庫警報灯	1	台		
満空表示灯	1	台		
割引認証機	1	台		
オートフォン	1	台		
コールセンター対応用カメラ	1	式		
案内看板(大)	2	台		
案内看板(小)	1	台		
(小計) B				0
【工事内訳】				
ループコイル埋設工事	カッター工事	2	式	
機器据付、結線工事		2	式	
既設設備撤去工事	搬出費用を含む	2	式	
現地調整費		2	式	
交通運搬費		2	式	
現場管理費		2	式	
(小計) C				
合計(A+B+C)				
総合計				
				0

庁舎南側・北側駐車場料金徴収、管制設備機器一式の賃貸借
仕様書

川越市

1 設置目的

本設備は、市庁舎南側・北側駐車場を土、日及び祝祭日に観光客等に有料開放するために設置するもので、利用者の利便に供することを目的とする。

2 設置場所

川越市大手町6番地4ほか（南側駐車場）

川越市元町1丁目5番地2ほか（北側駐車場）

3 契約期間

令和8年8月1日から令和14年7月31日まで（72箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 賃貸借期間

令和8年8月1日から令和14年7月31日まで

5 納入期限

機器等は令和8年7月31日までに納入し設置すること。

機器等設置のための一次側電気接続作業、機器取付調整、動作確認作業を納入期限までに行うこと。

機器本体の納期であり（現金決済のみ）、キャッシュレス決済の開始日については、機器納入日以降とする。具体的な日程は、発注者と受注者との間で協議の上決定する。

6 賃貸借料

賃貸借料は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。ただし、機器を賃借した日数が1月に満たない月については、賃借した日数に応じた日割計算とする。この場合、円未満の端数が生じた場合には、円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 代金支払方法

月払い

受注者が月末に請求し、発注者が請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

8 注意事項

(1) 機器の返却

契約期間満了時に機器の返還か再リースかを選択するものとし、再リースの場合には、1月単位で延長できるものとする。

(2) 固定資産税

借入期間中の固定資産税については、受注者が負担するものとし、それに関する必要な手続き等についても受注者が行うものとする。

(3) 保険への加入

受注者負担で施設賠償責任保険及び動産総合保険（管理機器等の損害に対応できるもの）に加入すること。

9 設置機器等

設置機器等は概ね次のとおりとします。

・事前精算機（キャッシュレス精算システム）	2台
・精算機保護テント	2台
・車番認証用カメラ（ポール含む）	8台
・車番認証用照明	8台
・カーゲート	4台
・ループコイル	8面
・制御設備	2式
・台数計測機	2台
・車両検知器	2式
・出庫警報灯	2台
・満空表示灯	2台
・割引認証機	2台
・オートフォン	2台
・コールセンター対応カメラ	2式
・案内看板（大）	3台
・案内看板（小）	2台

記載の機器等及び数量は最低限度のものとし、追加、変更の必要がある場合は発注者と受注者と協議のうえ、変更を可能とする。

10 管理機器等の詳細仕様

(1) 前提

ア 現況駐車場形体（出入口、駐車枠位置・数）は変更しないこととし、設置する管理機器等は、駐車場敷地内に設置すること。

イ 中古機器の使用は不可とする。

ウ 駐車券を使用しないシステムとすること。

エ 管理機器は、無料時間を設定できるものとする。

オ 夏季の猛暑や冬季の氷点下等、更に降雨、降雪などの悪天候等の環境下でも正常に動作する設備とすること。

カ コールセンター等（保守管理スタッフの管理端末含む）へ管理機器の異常信号等を送信可能であること。

キ 割引サービス券の発行、及び任意の車両に対して無料処理ができること。

(2) 精算機

ア 精算機は、発注者が指定する駐車場内に設置し、車両通行の妨げとならないものであること。

イ 精算機は、令和8年時点の新紙幣及び新硬貨にも対応できるものとし、最低限100円硬貨、500円硬貨、1000円硬貨、5000円硬貨、10000円紙幣に対応できるもの。

ウ 各種キャッシュレス決済（クレジットカード決済、交通系IC決済、QRコード決済、モバイル決済等）を導入可能であること。

エ 精算機で領収書（インボイス対応のもの）の発行ができること。

(3) 保護フード（精算機付近に設置）

出口精算機前を通過する車両が保護フードに接触事故を起こさないように、車両通行部分に保護フードがはみ出さない等の工夫をすること。

(4) 車番認証用カメラ

ア 駐車場使用料の課金から除外する車両番号（ナンバープレート）の設定を可能とすること。

イ AIカメラ等を用いた車両番号（ナンバープレート）を認証できるシステムとすること。

ウ 画像検知式で車両番号（ナンバープレート）の検出を行うこと。

(5) カーゲート

ア ゲートの設置にあたっては、隣接する駐車場枠に駐車する車両との距離を考慮し、十分な距離をとって設置すること。

イ 入口ゲートバーは、車両番号認証後に開くものであること。

ウ 出入口に、ゲートバーを設置すること。

エ 満車時には入口のゲートバーが開かないように設定できること。

オ ゲートバーをコールセンターから遠隔で開閉操作できること。

(6) 出庫警告灯

出口には、車両を検知して出口付近の車両等に警報音で知らせる出庫時警告回転灯を設置すること。

(7) 満空表示板

ア 駐車場入口に、利用者から視認しやすい満車及び空車の表示装置を設置すること。なお、表示装置は、満車及び空車をLEDランプで両面表示し、管理機器と連動させ、予め設定した満車台数に応じて、自動的に表示が切り替わること。

イ 満車及び空車の表示を手動で切り替えることが出来ること。

(8) 割引認証機

ア 1時間の割引券を発券できること。また、精算機において1時間の割引券を複数枚読み込むことが出来ること。

イ 割引券の有効期限については発注者と協議の上決定できるものとする。

(9) オートフォン

利用者とコールセンターとが通話できる機能を有すること。

(10) コールセンター対応用カメラ

コールセンターにおいて、利用者等の状況を確認できること。

(11) 案内看板（大）

入口付近または駐車場内に設置し、料金案内と利用案内等を明示すること。

(12) 案内看板（小）

精算機付近に設置し、利用案内と精算案内等を明示すること。

11 撤去作業

現在設置されている管理機器等の撤去について、受注者は管理機器等の所有者と協議のうえ、撤去方法等の調整を行った上撤去を行うこと。なお、現在設置されている基礎を再利用する場合は、受注者は発注者及び管理機器等の所有者の承認を得た上で利用すること。

12 設置作業

(1) 管理機器等の設置及び方法については、発注者と受注者が協議・調整を行い、発注者の承認をもって作業開始とすること。

(2) 機器等設置のための一次側電気接続作業、機器取付調整、動作確認作業を行うこと。
なお、機器等に不備があった場合は受注者負担により機器の交換及び再設置を行うこと。

(3) 二次側電気接続作業

受注者が二次側電気接続作業等に係る必要な手続きを行うこと。

(4) 光回線の開通作業

受注者が光回線の開通作業及び作業に係る必要な手続きを行うこと。なお、作業に際して引込柱等を設置する必要がある場合は、発注者と協議の上実施すること。

なお、光回線の開通が設置日までに間に合わない場合は、代替え対応を行い、駐車場の運営の妨げにならないようにすること。

(5) 受注者は周辺住民及び利用者等からの苦情等については、責任を持って対応すること。苦情に関して、発注者から対応依頼があった場合も同様とする。

(6) 当該駐車場は土、日及び祝祭日のみ料金を徴収しており、平日について川越市役所を利用するための駐車場であることから、設置作業については当該駐車場の利用を妨

げないよう十分注意し、周辺道路や利用者の安全に支障が生じる場合は、交通誘導員を配置すること。

- (7) 作業実施2週間前までに、作業案内を2箇所以上設置すること。

作業案内の設置場所については、発注者の許可を得てから設置すること。

- (8) 作業中は、作業範囲内に歩行者等が進入しないように保安措置を実施するとともに、通行者等が怪我をしないように危険物の放置は厳禁とし、作業機材等は適切に保管すること。

- (9) 市庁舎南側駐車場は川越まつりで使用することから、基本的に全ての機器やポールについて取り外しができるよう設置すること。

その場合、ベースや配線、アンカーボルト等についてはそのままとすることが出来る。

- (10) 既存満空灯に設置しているアマノ製 NT8400L を取り外し再利用すること。

- (11) キャッシュレス決済

キャッシュレス決済端末機の設置に併せ、本機器を用いて決済サービスを提供可能な事業者を選定し、サービスに必要なアプリケーションのインストールや初期設定を行うこと。

ただし、選定する事業者は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となりうる事業者で、以下の要件を満たすことが可能であること。

なお、選定した事業者に対する指定納付受託者の指定及びサービスの利用契約については、決済手数料等を協議の上、別途行うものとする。

ア キャッシュレス決済は、以下の決済方法を取り扱うことができ、取りまとめ対応が可能であること。また、表記されている決済方法以外が取り扱える場合、併せて提示すること。

- ① クレジットカード
- ② 電子マネー
- ③ QRコード

イ 指定納付受託者は、各種決済方法の利用に対する申込・契約等を代行して行えること。

※取りまとめは可能であるが、発注者が直接契約する必要があるものは除く。

ウ 納付方法は、指定納付受託者が、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払方式」で対応できること。

エ キャッシュレス決済による収入は、決済手数料を差し引くことなく、発注者が指定する口座へ一括で入金すること。(なお、入金する際の振込手数料は指定納付受託者の負担とする。入金口座が複数の場合はこの限りではない。)

オ 集計は月末締めとし、翌月末までに振込が行えること。

カ 決済手数料は、指定納付受託者から請求書を受理したのちに支払う対応が可能

であること。

キ クレジットカード利用時の分割払い、リボルビング払いの取扱いを行わない対応が可能であること。

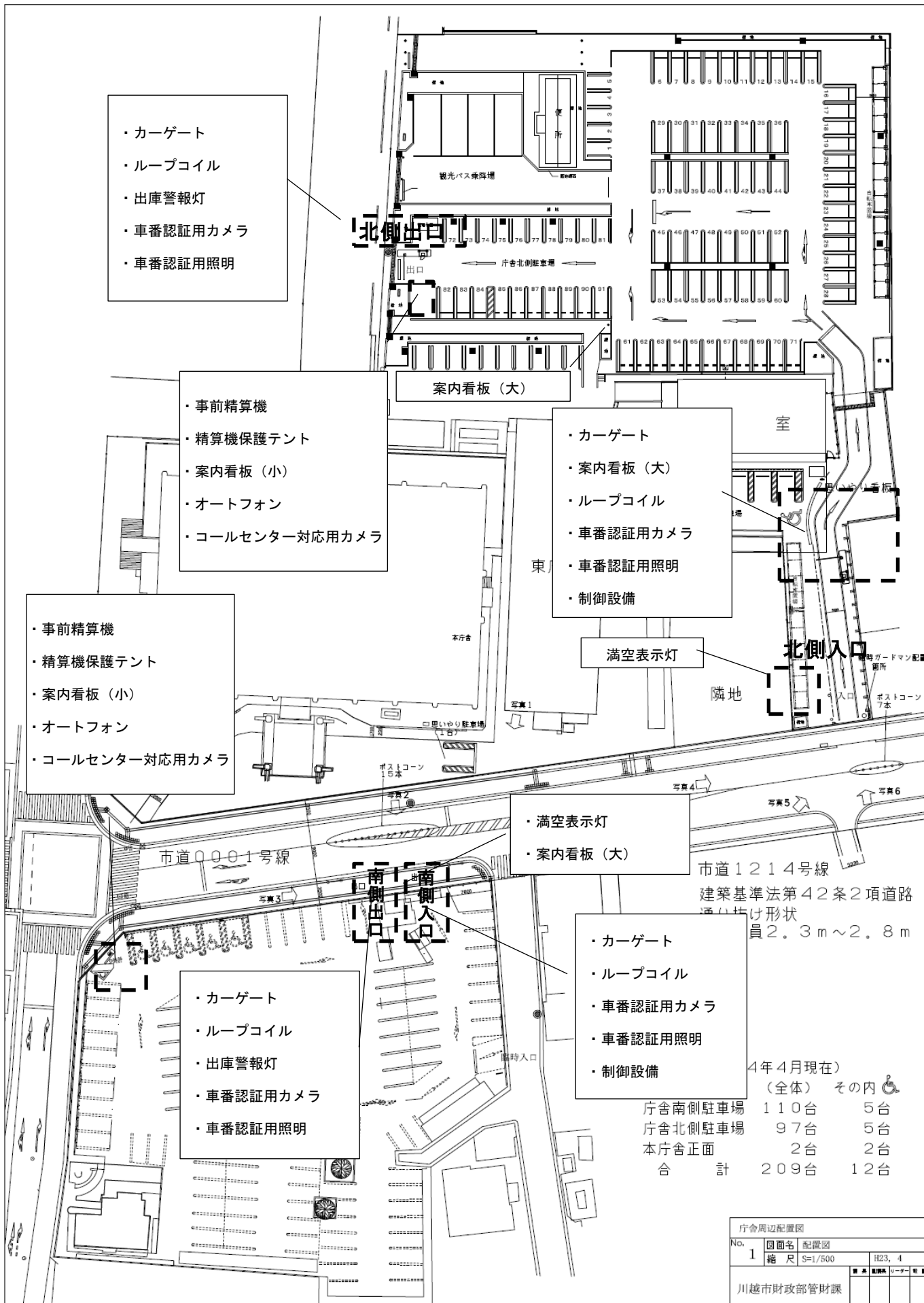
ク 8月1日から市庁舎南北駐車場を有料解放できるようにすること。

13 その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

また、賃貸借代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載します。

庁舎駐車場機器配置図



4年4月現在)	(全体)	その内
庁舎南側駐車場	110台	5台
庁舎北側駐車場	97台	5台
本庁舎正面	2台	2台
合計	209台	12台

庁舎周辺配置図		
No.	図面名	配置図
1	縮尺	1/500 H23.4
川越市財政部管財課		